



Title	社會政策研究 (上卷 下卷)
Author(s)	福田, 徳三
Citation	
Issue Date	1926-09
Type	Book
Text Version	publ isher
URL	http://hdl.handle.net/10086/15523
Right	

八 生存權の社會政策

(改版經濟學考證 其四)

目次

- 第一章 開題
- 第二章 富權階級の學問たる哲學
- 第三章 傳來の道德哲學
- 第四章 有機的發展説と財産及婚姻制度
- 第五章 革命の哲學と改良の哲學
- 第六章 社會改良の文化價値
- 第七章 心理主義と『ア・プリオリ』
- 第八章 勞働權・勞働全收權・生存權
- 第九章 必存の保障と生存の要求
- 第十章 日本社會政策の第二期

第一章 開題

社會政策の實際的施設の顯著なる發達は、十九世紀の末より二十世紀に渉る歐洲諸國の誇とす可き所なり。然れども今日までの社會政策は指を私法に染むることを避け、主として公法的手段を以て、而して多くは臨時應急的に箇々の事實を處理するに專なり。予は斯くの如くにして、歐洲の社會政策は終に行詰りの状態に達するの日なきかを疑はざるを得ず。嘗つて此卑見を陳べて社會主義には誤謬多し而も一個の哲學あり、社會政策正しきことなり、然れども何等の哲學を有せずと謂ひて同學の批難を招きたることあり。當時河上博士は『社會政策の哲學』と題して痛切に卑見を批評し、大に予が蒙を啓かれたりき。其事載せて『國民經濟雜誌』にあり。

爾來數年予は思を潜めて自己の誤を發見せんと勉めたれども、其結果は却て宿説を信ずるの念深きを加ふるに至れり。之と共に予は社會政策の根本思想は、生存權の主張に

存す可きことを稍々明確に認めざる能はず。今我邦社會政策の最先覺にして最高權威たる金井先生の祝典に際し此一小論文を獻呈し、メンガーを出立點とする最近若干思索の一端を披瀝して、再び諸先進の叱正をを仰ぐ機會を得ることは予が無上の光榮とする所なり。

第二章 富權階級の學問たる哲學

社會政策に哲學ある可しとせば、新たに建てられたるものならざる可からず。今日までの社會政策は時々の實際的施設に日も維れ足らず、自ら新しく哲學を建て社會政策の立場に於ける世界人生觀を形づくる餘裕を有せず。従て今日迄の社會政策には何等の哲學なかりしなり。尤も此状態に満足せざる學者なきにあらず、或は傳來の哲學に赴きて其人生觀を借り來り、或は社會主義より其哲學を奪胎し來りて之を社會政策化せんと

するものあり。然れども借用物は到底借用物たるを免れず、社會政策の基礎たる可き哲學としては一長一短ありて満足は得られず。

傳來の哲學其系統に種々あり、其學派は多しと雖も、何れも其社會其時代の『惠まれたる者』、即ち富族權族の世界人生觀を反映する者なる事は共通なり。貴族的なるプラトンの哲學も平民的なるアリストテレスの哲學も『ストア』派も『エピクラー』派も實際派も先天派も、此點に於ては一の分つ所なし。疑ふものは傳來の哲學に於て問題として撰出するものゝ如何なる種類に屬するか、此等問題を取扱ふ態度其哲學を解説する方法如何なるかを仔細に點檢せよ。彼等の問題とする所は常に社會の上位に立ち特惠の地位に在り、富と權力とを其手に握る所の高等種族の人生觀にして、下層多數者の世界人生に對する思想の如きは全く問題たらざるにあらずや。非快樂派と云ひ厭世派と云ふも、其れは *Entsetzten Ausgebeuteten* 奴隸、小農民、勞働者の苦痛觀厭世觀にあらず、社會の特惠階級者間に於ける苦痛觀厭世觀にして、其苦痛も厭世も共に著しく貴族的色彩を帯びたり。傳來の哲學が人生の問題を取扱ふ態度を見よ、徹頭徹尾貴族的なるにあらずや。

彼等が其思想を表出する言語文章が多數下層民が最大の努力を費すも、尙到底諒解し能はざる難解晦澁のものたるは、彼等が態度が終始是れ貴族的なるを明證するものならずや。研究の爲の研究學問の爲の學問てふ好名辭は其貴族的態度を辯護する爲に濫用せられ我等は『ペグゴーク』に非ず我等は『デマゴーク』に非ずと高く標置するは實は下民との接觸を避くる辭柄たるなきを得るか。ニーチエの如きは言ふに及ばず今日迄の哲學者は極めて僅少の取除の外は自ら或は悟らずと雖も、特惠階級富權階級の天地を以て哲學の天地と看做しつゝあり。社會政策が如何に力を盡して其中より自家の根柢を得んと勉むるも、終に失望に終ることは當然なり。自ら新に建つるにあらざる限り社會政策は何時まで忍耐するも到底自家の哲學を得ること能はざるなり。

傳來の哲學が特惠階級の獨占物たることは其認識論其形而上學其自然哲學の何れに於ても明なりと雖も、其を詳論することは哲學の論文にあらざる本篇の範圍外に屬し、且つ又予の微力の企て及ばざる所なり。予は今單に道德哲學に就て略言するを以て足れりとせん。

第三章 傳來の道德哲學

今日の道德哲學は人間の意思と行爲との自由を前提とす。人が其行爲に對し法律的宗教的又は社會的に責任を荷ふは、人の行爲は自由の選擇より出づと認めらるゝが故なり。自然の不可抗力より起る事柄は、如何に人生並に社會に重大の關係あり共、決して道德的判斷の下に立たず。然るに人生社會の實際に於ては人間意思の自由は、常に社會現存の權力關係によりて左右せられ又絶滅せらる。獨立自尊を畢生の大教義と立られたる福澤先生が、子たるものゝ獨立自尊とは親の命令に服従するの謂なりと教へられたるは、獨立自尊（即ち個人意思の完全なる自由）は子たるものに存せざるを道破したるものならずや。家族學校兵役は如何に説明の語を重ねるも人間意思の自由を立證せず。成年獨立の男子は職業と之に伴ふ權力關係により、國家と（西洋にありては教會もあり）

其定めたる權力關係によりて支配せらる。自由意思より出づる行爲は極めて限られたる範圍の人と場合とに就て言ひ得可きのみ。自由意思を前提とする道德哲學は一の假設に過ぎずして、人が人として爲す可きこと其ことを教ふるに非ず與へられたる權力關係の下に人が何を爲す可きかを教ふるなり。即ち道德とは現存の權力關係に順應することの謂にして、不道德とは之に順應せざることの謂なり。従て社會の權力關係に異動起るときは、昨日不道德たりし事今日は道德なり、道德たりしこと不道德となる。註一 權力關係の變遷急激なるときは、順應の宜きを失し期せずして不道德に陥るもの多きを見る。磔刑を値せし罪人基督が同じ羅馬に於て神と崇めらるゝに至れるは權力關係の異動が過去の人格の判斷に迄影響することを示す所以なり。日本に於て基督と基督教會とを極端に誹謗するも差支なしとせられ、歐洲に於ては瀆神罪として嚴に罰せらるゝは彼にありて教會は未だ大なる權力の把持者たればなり。ジェームスの忠臣は後にジャコビン黨となりては英國に身を置く所なきに至れり。カントは其『純理批評』に於て神の存在の舉證を凡て打破したるに、道德律は神の存在と靈魂の不滅とを必然の前提と

して要すと主張したり。註二 彼は人格神を前提することなき佛教が道德教として基督教に劣らざる（或は勝れる者ある）を度外に置きたり。是彼が基督教が大權力者たる歐洲の學者たるが爲め、之に順應したる者に非ざるなきを得るか、彼にして日本の學者たらしめば果して斯く主張したりしや疑なき能はざるなり。註三 カントは道德最高三法則を立て、1) Handle so, dass du auch wollen kannst, dass deine Maxime ein allgemeines Gesetz werden soll. 2) Handle nur nach derjenigen Maxime, durch die du zugleich wollen kannst, dass sie ein allgemeines Gesetz werde. 3) Handle so, dass du die Menschheit sowohl in deiner Person als in der Person jedes andern zugleich als Zweck, niemals bloss als Mittel brauchst. 註四 註五 註六 と教へたれども其法律論に於ては、Das Volk hat die Pflicht, einen selbst für unerträglich ausgegebenen Missbrauch der obersten Gewalt dennoch zu ertragen. " Der Herrscher hat im Staate lauter Rechte und keine Pflichten. 註四 と説きて明かに現存權力關係の不動を認めたり。然るに又其道德形而上學に於ては、Es ist überall nichts in der Welt, was ohne Einschränkung könnte für gut gehalten werden, als allein ein guter Wille. 註六 と主張す。善き

意思を以てして現存権力關係の當否を考ふることは道德的たる可きなり、然るに彼は又
über den Ursprung der obersten Gewalt als ein in Ansehnung des ihr schuldigen Gehorsams zu
bezwiefelndes Recht verkätig zu vernunfteln を禁す可しと主張す。註七 我等は彼の矛盾を
列舉せんと欲するに非ず、哲學者中の哲學者たるカントにてすらも、現存権力關係に順應
するを勉めたることを立證せんと欲するのみ。

註一 近時支那に於ける宗社黨を清朝に於ては忠臣と見たる可きが如き、或は袁世凱の忠
臣が今は國敵と見らるゝが如き是なり。

註二 Kritik der reinen Vernunft. Akademie-Ausgabe. Bd. III, SS. 421-2. SS. 525-6—Kritik der praktischen
Vernunft. 同. Bd. V. SS. 124, 138.

註三 『哲思ふ故に吾有り』の外凡ての事疑ふ可しと説きたるマカルトが、加特力教の信條
は疑ふ可からざる亦同じ Discours de le méthode. 1637, ch. 3.

註四 Grundlegung zur Metaphysik der Sitten. 1785. Akademie-Ausgabe. Bd. IV. SS. 402 ff.—Kritik der prak-
tischen Vernunft. 1788. Akademie-Ausgabe. Bd. V. SS. 30 ff.

註五 Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre. 1797. § 49. Akademie-Ausgabe. Bd. VI. S. 319.

註六 Grundlegung der Metaphysik der Sitten. Akademie—Ausgabe Bd. IV. S. 393.

註七 Rechtslehre. § 49. Akademie-Ausgabe. Bd. VI. S. 318.

第四章 有機的發展説と財産及婚姻制度

今社會政策の根柢たる法律哲學國家哲學社會哲學に就て見るも、亦同一の結果を得る
なり。今日の社會政策は歴史派經濟學と最も密接なる關係を有し、殊に其有機的發展説
の影響を受くる事大なり。有機的發展説は自然法説に反對して社會と其制度とを作ら
れたるものと見ず、自ら有機的に成れるものと觀察す。今私有財産制度のみに就て云ふ
も、有機的發展説は共產制度を以て原始財産制とし、其が有機的發展の行程上今日の個人
的私有財産制度に到達したるものと教ふ。之を經濟史にて云へば、シムロー、デュヒアー
等の經濟階段説を生ず。私有財産の現狀に基く所謂國民經濟は人之を作出せるに非ず、
社會の自然的有機的發展の結果なり、従つて人の意思を以て之を左右する能はずと爲す。

即ち現存の社會權力關係の合理性を立證することを得、現存私有財産制の神聖は一切の疑議を超越することとなる。所謂歴史派は這箇の有機的發展説によりて最も能く現存權力關係に順應し得るものなり。其名を歴史派と云ふに拘泥して嚴密に現實的歴史研究のみに訴ふる時は、原始共產制度には疑い容る可きもの尠からず。予は嘗て古獨逸土地共有制度に就て若干の疑を起し、有機發展説の出立點の根據必ずしも堅固ならざるを感ぜ、甚しく不安の念を催すを禁ぜざりき。註一 今にして予は自己の迂愚甚しきを悟らざる能はず。國民經濟を最高段とする所謂經濟階段説が獨逸の現狀を合理的のものとするに必要なるが如く、原始共產説は現存の私有財産制度に合理妥當性を附與するに最も便なること、幾多の所有權理論の學理上弱點多くして、獨り自然發展説、歴史的説明又は所謂社會利用説（セリグマンの造語）の今日に是認せらるゝが如くなるのみ。註二 獨逸の盛なる歴史派は單純なる歴史派に非ず、現狀順應の有機發展的歴史派なり。其名に眩惑して之を現實的歴史説を取るものとせるは信する者の愚を表明するのみ。這箇歴史派が獨逸に盛なるは其が歴史派たるが爲に、ならず其が有機的自然發展論として現

狀の順應に最も便なるが爲なり。故に私有財産と相竝んで現社會の二大支柱たる婚姻制度に就ては、『ホルド』説、母權説悉く破らるゝも敢て差支なきなり。何となれば、婚姻制度は特に順應するを要する權力關係の支配を受くこと殆んど之なく、從て特に階段説、有機的發展説を要せざればなり。換言すれば、私有財産制度は必らず何等かの *Eigentums-theorie*, *Rechtfertigungsversuch* を須要とし、婚姻制度は之を要せざるなり。元より婚姻制度に對しても異論なきに非ず、然れども其力は微少なり。然る所以は、現存の一夫一婦婚の制度ほど權力關係の左右する所とならず、人類全體の真正の幸福に合するものはなきが故なり（但し多少の缺陷は元より之あり）。社會改造論者の主張する自由愛説、綜合婚説、國婚説、多姻説の如き多くは、單に一場の空想たるに過ぎず、人類の存する限り一夫一婦婚は其合理性を失ふことなかる可きなり。從て現存の親族私法は永く其妥當性を維持す可く、特に之を *rechtfertigen* す可き努力を要せざるなり。

註一 前掲文『ゲーザー及タキトスに據る古獨逸土地共有制度』（本全集第三集三二七頁）

參考を乞ふ。同時に大塚金之助氏『メーン及ラムブレヒト説の批評』（經濟論叢及

國民經濟雜誌所掲)參照。

註二 拙文『ジョン・ロックの私有財産制度論』(經濟學研究所收) 參考を乞ふ。(本全集第三集一四八四頁) 並に改定經濟學講義第一卷(本全集第一集) 參照。

第五章 革命の哲學と改良の哲學

斯くの如く道德哲學法律哲學は權力關係の維持と順應とを前提とす。社會政策が自家の哲學を這裡に求めて得ざるは寸毫も怪む可き所なし。社會政策は自然法説を認めず社會を以て作られたるものと見ず從て又社會は任意に作り直し得るものと考へず。然れどもまた社會政策は單に現社會の説明と順應とを事とするものにあらず之に幾多の缺點を認めて改良の必要なるを主張し之を實現せんとするものなり。社會主義は之と異なり社會を作り直し得可しとなし又作り直さざる可からずと主張す。されば社會政策は多くの努力を費すにあらざれば自家の哲學を立つることを得ず。社會政策を生

み出したる歴史派は傳來の哲學を其儘に繼承しつゝあり而も其は改良の試みを支持するに甚だ微力也。社會政策は其母より獨立して新たに一の哲學を建つ可くは未だ餘りに幼く餘りに微力なり。故に哲なきに堪へざる社會政策學者は暫く忍んで母の哲學を藉りて緩かに其要求を充しつゝあり。之に反して社會主義は傳來の哲學とは始めより無關係にして昔日の基督教と佛門革命との如く自ら新なる天地を求め不完全乍ら一箇の哲學を建てたり。之れ社會主義には誤謬多しと雖も兎に角一の哲學の存し社會政策は正しき事なりと雖も何等自家の哲學を有せざる所以なり。

然れども借衣は到底借衣なり社會政策の施設の進歩して漸く獨立成年の域に達する時は終に行詰りの状態に陥らざる能はず。新しき酒を古き革袋に盛るときは其袋は早晩破れざる能はず。或は窮餘社會主義に赴きて其哲學だけを借用せんとするものあり、是は更に大なる矛盾なり。革命を認承し社會を作られたるものと見るものゝ哲學は社會は自ら成れるものにして人の任意に作り直し能はざることを根本信條とする社會政策の哲學たり得ざるは始めより明々白々たり。社會政策の哲學は革命の哲學たる可か

らざることとは現状順應の哲學たる可からざると同じ。社會政策自家の哲學は改良の哲學ならざる可からず。改良の哲學は未だ存せず、乃ち社會政策は自ら新たに自家の哲學を打立つることを要するなり。

第六章 社會改良の文化價值

改良は現状の固執を容れざると共に現状の顛覆を否認す。現社會の一々に就て慎重なる吟味を加へ、其改む可きものと然らざるものとを分ち改む可きものに就ては如何に改む可きかを指示す。此吟味此指示には必ず標準なかる可からず。詳しく云へば社會政策は單に因果理法的作用を認むるに止まらず、又一切の因果理法を無視するに非ず。自然發展の大勢、因果理法的作用は之を利用し之を指導することによりて、より能く人間の目的に合ふ様に爲し得ることを認むるものなり。乃ち自然法則の外に文化價值の判斷

を立てんとするものなり。傳來の哲學は因果理法のみを認むるものあり、文化價值の法則を共認するものあり、前者は措いて論ぜず、後者も亦貴族的產物當然の見地よりして、其認むる文化價值を現在權力關係の立場に於て求めんとす。例へば經濟上に於て資本主義の現状より打算して資本を以て文化價值と認む可しと云ひ（アルトマン）或は貨幣經濟の現經濟組織に順應して、貨幣を以て文化價值と認む可しと云ふ（左右田博士）。故に此種の見地よりすれば社會權を以て文化價值と認む可しと云ふが如きは、非認識論的の世しきものたらざるを得ず（左右田博士説）。予は此見地を評論せん、念慮は寸毫も之を有せず、何となれば現在の權力關係は彼にありては『ア・プリオリ』たり、予に取りては『ア・ポストテリオリ』たればなり。

論者或は謂らく生存は自然事實なり、文化的生物たる人間の生存なるが故、自然事實以外なりとするは非論理的なり、非認識論的なり。自然事實たる人間の生存は、たとひ社會に對する一の權利たりとも一の自然事實なり、生れたる人が生存せんと欲するは因果事實のみ文化事實にあらず。之れを文化價值と認むと云ふは草木の成育を文化價值と認

むと云ふに均し。論理は斷じて此背理を容れずと。予は論者の口吻を藉りて反問せん、人が生殖の慾は自然事實なり、されば生殖の慾はたとひ社會に於ける婚姻の制度となりて現はるゝとも依然として一の自然事實なるかと。

第七章 心理主義と『ア・プリオリ』

人の欲望は自然事實なり、然れども人の欲望を興へられたる社會に於て充足する人の行爲は文化事實なり。從來の經濟學が欲望論を以て出立點とすることの必ずしも妥當ならざることは予も今に於て之を認む。然れども經濟學の欲望論は畢竟經濟行爲論の一部たるに外ならず、之を一概に心理主義なりとして斥けんとすることは必ずしも妥當ならず。而して傳來の哲學も亦此點に於て分つ所なきなり。再び例をカントに取らん、か彼は前に引く如く『世界に於て制限なく善しと認め得べきものは善き意思の外にあ

ることなし』と云へり。然れども善き行爲を産み出さざる善き意思ほど社會に於て無用なるものはなきにあらずや。カントの謂ふ善き意思は文化價值にあらず、之を善しとし惡しとする文化價值は社會に於ける善き行爲（現權力關係に順應する行爲）なり、論者は經濟學の心理主義を責むるに先ち、カントの心理主義（かく名くるを得とせば）を難す可きにあらずるか。アントン・メンガーはカントを論じて謂はく

In seinem Eifer, die Postulate der reinen Vernunft den Regierungsgrundsätzen eines Friedrich Wilhelm II anzupassen, übersieht Kant sogar vollständig dass er eine Metaphysik der Sitten schreiben will, und gebraucht Argumente, die nicht im entferntesten *a priori* gefunden worden sind. So wenn Kant darauf hinweist, dass die Volksvertreter in Parlamente mehr auf ihre eigene und ihrer Angehörigen Versorgung im Staatsdienst als auf die Erfüllung ihrer Pflichten gegen das Volk bedacht sind. (Rechtslehre, § 49) Gewiss hat Kant diesen missgünstigen Seitenblick auf das parlamentarische System nicht aus der reinen Vernunft geschöpft, sondern aus den konservaliven Blättern seiner Zeit, die ebenso wie ihre heutigen Nachfolger für die Gebrechen der

Parlamente ein ungleich schärferes Auge besitzen als für die Missbräuche der Gewaltthaber.
a. a. O. SS. 63—64.

カントは議員の自家本位主義我田引水論を『アプリオリ』に其純理性より導き來れるにあらざること、メンガーの謂ふ如くなると共に、彼に取りては暗君として卓越なりしフリードリヒ・ヴィッセルヘルム二世の御代が一の『アプリオリ』たりしなり。『アプリオリ』には内容を與ふべからず、與ふれば即ち普遍妥當性を失ふと主張する學者は、社會政策を實むるの前先づカント其人を實むることを要す。生存権は内容を與ふるや否やは論外として假りに之が内容を與ふるものとするも、フツ二世の御代と生存権と何れが普遍妥當性に違きや、須らく一考を要すればなり。

第八章 勞働權・勞働全收權・生存權

改良の哲學としての社會政策は果して生存権の認承を以て打立らる可きや否や。社會權に勞働權・勞働全收權・生存権の三者あることは、予はアントン・メンガーの説を其儘に仰ぎて既に久しき以前より管見を公けにしつゝあり。註一 勞働權も勞働全收權も共に一の過渡的產物たり、畢竟生存権に至る可き Mittel zum Zweck たり。兩者共に單に勞働するものゝみに就ての主張なり、勞働せざるもの勞働し能はざるもの、勞働を欲せざるものとは全然没交渉なり、從て社會の全員を對象とする社會政策の根據とならず、畢竟一の階級主張たるに止まる。加之勞働其もの否勞働の產物其ものは決して人の目的たらず、單に手段たり、勞働に產物あり、其產物は全部勞働するものゝ手に歸し、而して其歸したる產物は之を以て生存維持に充つることを得との前提の下に立てらる。人の要する所は生存なり、勞働も其產物も此生存を維持する手段に過ぎず。若し社會權が社會政策の基礎たる可きならば其は生存権ならざる可からず。然れども予の生存権の主張は此點より立つるにあらず、改良の哲學としては勞働權も勞働全收權も共に之れを認承す可きにあらず、獨り生存権のみ改良の哲學を與ふ可きが故なり。何となれば勞働權の認承は社

會の改良のみを以てしては到底之を爲すこと能はず、佛國に於ける失敗の經驗註二は能く此理を證明して餘あり。現在の社會組織の下に勞働權を認むることは到底不可能事にして、如何に改良を加ふるも不可能は依然たり、故に之を以て改良の目的改良の到達點とするを得ず。社會を改造するに非ざる限り勞働權の認承——一部分の認承は然らず——は一の空想たるに過ぎず。勞働全收權亦然り、少くとも生産資本の共有企業的全廢の行はるゝにあらざる限り註三マルクスの所謂餘剩價値の取去りは之を絶つこと能はず、従つて勞働する者が勞働の結果を全收するを認め得可からず。此理は勞働全收權の主張が必ず社會改造の主張と相伴ふを以て能く明示せられあり。マルクスが別に唯物史觀を以て其哲學となすの必要を感じたること亦此理を旁證す。改良の主張たる社會政策が其上に築かれ能ざることは多言を須ひず。

之に反し生存権の認承は社會の權力關係の如何なる物たるを問はず其成立と共に一部分は存せり。家族共產體然り、封建制度然り、扶養の權利然り、貧民法然り、現行家族制度亦然り。決して現存の權力關係と終始するにあらず、又た之を左右せんと欲するものに

あらず、之れと無關係に自ら一の根本要求として立つものなり。即ち如何なる權力關係にも順應し得可く、如何なる權力關係に對しても其要求に基く改良を促し得るものなり。社會の作り直しを要せず、單に改良を加へて足るものなり。自由意思の要求の如き不可能事にあらず、人が人として生存することの當然の可能事なり。凡百の改良に最高判定者として一貫の理論を與ふものなり。

註一 就中『生存権論一斑』(經濟學研究所收)、『勞働全收權』(本全集所收)を見られたし。

註二 本全集所收拙文『勞働權』及び『ドローア・オートラヴァイユ』(法學新報所掲)、松岡博士『勞働權論』(宮崎先生記念論文集所收)

註三 大正四年社會政策學會論叢第九冊瀧學士『社會政策の理想』參照

第九章 必存の保障と生存の要求

社會は人ありて存し人は生存の資料を得て活く、生存の資料を社會以外に求むること

は問題以外として、社會の内にありて之を求るは生れたる限りの人に共通の要求なり。強きもの優れたるもの富めるもの權あるものゝみに限られたる要求にあらず。經濟學にはマルサスの人口法則ありて、生まるゝもの必ず活くるものならざることを教ふ。是は一の自然事實なり。社會あり文化ありて存する生存権の要求は、此自然事實を打消すこと能はず。這箇の一大自然法則の下に於て文化法則として立つもの、即ち生存権の要求なり。詳しく云へば生存権の認承は生者必存の保障にあらず、生者生存要求の認承なり。社會が一の文化價值として一の『ア・プリオリ』として此認承を受取ることなり。社會が作り直され又は消滅し得可しとせば、此認承も又立たざることゝなり、他の異なる文化價值によりて代位せらるゝなる可し。到底生存権とは現存社會を其の儘として考へて始めて立てらるゝ所の一文化價值たるに過ぎず。唯物史觀が生産交換事情の變遷を社會發展の唯一動源なりと説くは、歴史の認むる能はざる所にして、社會の發展は急激なる、外來的なる強制によりて著しく面目を異にするものなり。然れども唯物史觀中に含まるゝ生存要求の一般性は事實なり。社會一切の發展は一方に特惠階級の維持の要

求と、他方に社會の凡の人の生存の要求と相交錯す。唯物史觀は唯一方の力のみを見る、社會政策の哲學は社會の全體より起る力を認むるものならざる可からず。

第十章 日本社會政策の第二期

生存権の社會政策は私法を悉く公法化せんとするものにあらず。又た公法を以て私法に代用せんとするものにあらず。今日までは主として公法上の手段によりたれども、今日以後は私法の範圍にも指を染めて之れを社會政策化するを要す。法律——私法を第一として——の社會化とは此謂なり。註一 此の意味に於て社會政策が經濟學の副産物たる現状の改まりて、更に法律學に於て社會政策が研究せられ、而して又進みて哲學が傳來の系統以外に社會政策に近づき來るの日ある可きは疑ふ可からず。新しき道德哲學新しき法律哲學は此意味に於て起らざる可からず。我金井先生によりて開かれたる

日本社會政策の學問は、今や其第一期註二を送りて第二期に入らんとしつゝあり。先生の壽を賀する我等は、來らんとする第二期を如何にして迎ふ可きかを同時に考ふることを要す。

註一 Anton Menger, Die sozialen Aufgaben der Rechtswissenschaft. (2. A. 1905) 松本博士『私法と社會政策』(社會政策學會講演)を参照せよ。予は松本博士講演に先づ半年京都大學に於ける社會政策學會講演會に於て『社會政策と私法』とを述べたり事は載せて當時の『京都法學會雜誌』にあり。博士も予と共に Menger, Das bürgerliche Recht und die Besitzlosen Volksklassen (4. A. 1908) に得る所多きものなり。猶他の立場よりするものに牧野博士『法律の社會化』あり。

註二 先生の賀會が工場法施行、簡易保險實施と年を同うして催さるゝことは、我等が永く忘れ得ざる好記念ならずや。

|| 金井教授在職二十五年記念論集『最近社會政策』掲載 ||